

## 特定産業振興資金取扱要領

この要領は、山梨県商工業振興資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）に規定する特定産業振興資金（医療機器関連産業支援融資、観光産業振興融資）について、必要な事項を定める。

### 医療機器関連産業支援融資

#### 1 要綱別表1の資金使途関係

使途区分	資金対象
設備資金 運転資金	医療機器・介護機器関連分野に関係する製品（関連する部品を含む）の研究開発、製造又は販路開拓を行うための資金

#### 2 提出書類

##### (1) 信用保証協会の保証を必要とする場合

##### ○設備資金

区 分	部 数	備 考
借入申込書	3部 [保、商、金]	様式No.1
財務書類	3部 [保、商、金]	直近2期の決算書
診査書	2部 [保、金]	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式No.3
見積書	2部 [保、金]	
設計図・カタログ等	1部 [保]	
承諾書	1部 [保]	改装する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	1部 [保]	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 <small>(未納の税額のないことの証明書)</small>	1部 [保]	総合県税事務所長が発行したもの

○運転資金

区 分	部 数	備 考
借入申込書	3部 [保、商、金]	様式No.1
財務書類	3部 [保、商、金]	直近2期の決算書
診査書	2部 [保、金]	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式No.3
許認可等の写し	1部 [保]	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 (未納の税額のないことの証明書)	1部 [保]	総合県税事務所長が発行したもの

(2) 信用保証協会の保証を必要としない場合

(1)の表中の「保」(信用保証協会)を、「県」(産業振興課)に読み替えて提出すること。

※ [ ]内は、書類の保管機関であり、略号は、商は「商工会議所又は商工会」、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。

※ 上記提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※ 信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※ 中小企業信用保険法第2条第1項第6項に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類(前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面)の提出が必要となる。

観 光 産 業 振 興 融 資

1 要綱別表1の資金使途関係

使途区分	資 金 対 象
設備資金 運転資金	地域資源や「やまなしブランド」を活用する観光関連産業の中小企業者で収益性の向上を図るための資金

2 提出書類

(1) 信用保証協会の保証を必要とする場合

○設備資金

区 分	部 数	備 考
借入申込書	3部 [保、商、金]	様式No.1
財務書類	3部 [保、商、金]	直近2期の決算書
診査書	2部 [保、金]	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式No.3
見積書	2部 [保、金]	
設計図・カタログ等	1部 [保]	
承諾書	1部 [保]	改装する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	1部 [保]	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 <small>(未納の税額のないことの証明書)</small>	1部 [保]	総合県税事務所長が発行したもの

○運転資金

区 分	部 数	備 考
借入申込書	3部 [保、商、金]	様式No.1
財務書類	3部 [保、商、金]	直近2期の決算書
診査書	2部 [保、金]	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式No.3
許認可等の写し	1部 [保]	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 <small>(未納の税額のないことの証明書)</small>	1部 [保]	総合県税事務所長が発行したもの

(2) 信用保証協会の保証を必要としない場合

(1)の表中の「保」(信用保証協会)を、「県」(産業振興課)に読み替えて提出す

ること。

- ※ [ ]内は、書類の保管機関であり、略号は、商は「商工会議所又は商工会」、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。
- ※ 上記提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。
- ※ 信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。
- ※ 中小企業信用保険法第2条第1項第6項に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。